

**特別支援教育就学奨励費
学用品・新入学学用品費の支給について
領収書・定期券等保管のお願い**

特別支援教育就学奨励費の学用品・新入学学用品費の支給については、購入限度額の範囲の中で保護者様が実費購入した学用品・新入学学用品が支給対象となっています。

つきましては、年度末に領収書等の提出をお願いする予定ですので、お手数ですが学用品の購入の際には領収書の保管をお願い致します。

※支給額は実費購入額の半分となります。

令和5年度	購入可能品目	支給限度額	購入限度額
学用品 ※全学年	通学用服・通学用靴・ 上履き・帽子・ノート・ 鉛筆等、授業・学校生活 で使用するもの。	小学生 5,820円 中学生 11,370円	小学生 11,640円 中学生 22,740円
新入学学用品 ※小学1年生 中学1年生 のみ	ランドセル・カバン・ 制服・通学用服・通学用 靴、体操服・帽子等、入 学準備のため購入したも の。	小学1年 25,555円 中学1年 30,490円	小学1年 51,110円 中学1年 60,980円

例) 小学校2年生の場合、

例1) 20,000円分のレシートを用意したとき、購入限度額に達しているため、支給される額は支給限度額の5,820円です。

例2) 10,000円分のレシートを用意したとき、購入限度額未満のため、支給される額は購入額の半分である5,000円です。

バス又は電車を利用している場合は、定期券又はICカードのコピーを保管して下さい。
児童・生徒本人が実際に利用した回数分(定期券は購入分)が対象となります。

問い合わせ先

浦安市教育委員会 学務課学務係

〒279-8501 浦安市猫実1-1-1

電話 047-712-6742(直通)

土日祝を除く

午前8時30分から午後5時